

第三条関係

改正案			現 行		
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 別表（第二条関係）			知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ） 22	(略)	(略)	1 ） 22	(略)	(略)
23	一 (略)	(略)	23	一 (略)	(略)
	二 法、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この号において「施行令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為（ <u>電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。</u> ）	各市町村（さいたま市、川口市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市を除く。）		二 法、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下この号において「施行令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為	各市町村（さいたま市、川口市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市及び久喜市を除く。）
	1～3 (略)			1～3 (略)	
24	(略)	(略)	24	(略)	(略)

改正案			現 行		
28			28		
	29	<p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にわたる土地の開発行為に係るものを除く。）</p> <p>1 法第十条の二第一項及び第二項の規定による許可</p> <p>2 法第十条の二第六項の規定による意見の聴取</p> <p>3 法第十条の三第一項の規定による命令</p> <p>4 法第十条の三第二項の規定による公表</p>		春日部市、上尾市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市	29
30	(略)	(略)	30	(略)	(略)
31	一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	川口市、行田市、加須市、深谷市、草加市、久喜市	31	一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	川口市、加須市、深谷市、草加市、久喜市
	1～20 (略)			1～20 (略)	
	二・三 (略)	(略)		二・三 (略)	(略)
32	(略)	(略)	32	(略)	(略)
36	一～三 (略)	(略)	36	一～三 (略)	(略)
	四 法に基づく事務のうち、法第二十八条の四第三項第五号イ及び第六号並びに第六十三条	各市町村（上欄）に掲げる事		四 法に基づく事務のうち、法第二十八条の四第三項第五号イ及び第六号並びに第六十三条	各市町村（上欄）に掲げる事



改正案			現行		
		く。)			く。)
38 ↳ 46	(略)	(略)	38 ↳ 46	(略)	(略)
47	一 (略)	(略)	47	一 (略)	(略)
	二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (法第十五条第二項の規定により法第十二条 第一項の許可を受けたものとみなされた宅地 造成又は特定盛土等に関する工事に係るもの に限る。)	熊谷市、行田 市、所沢市、 加須市、東松 山市、春日部 市、狭山市、 羽生市、深谷 市、上尾市、 草加市、蕨 市、戸田市、 入間市、久喜 市、三郷市、 坂戸市、吉川 市、三芳町、 毛呂山町、小 川町、宮代 町、松伏町		二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (法第十五条第二項の規定により法第十二条 第一項の許可を受けたものとみなされた宅地 造成又は特定盛土等に関する工事に係るもの に限る。)	熊谷市、行田 市、所沢市、 加須市、東松 山市、春日部 市、狭山市、 羽生市、深谷 市、上尾市、 草加市、蕨 市、戸田市、 入間市、久喜 市、三郷市、 坂戸市、吉川 市、三芳町、 毛呂山町、小 川町、松伏町
	1～9 (略)			1～9 (略)	
48 ↳ 61	(略)	(略)	48 ↳ 61	(略)	(略)
	一～七 (略)	(略)		一～七 (略)	(略)
	八 法及び都市計画法施行規則（昭和四十四年 建設省令第四十九号。以下「施行規則」とい	越生町、鳩山 町、ときがわ		八 法及び都市計画法施行規則（昭和四十四年 建設省令第四十九号。以下「施行規則」とい	越生町、鳩山 町、ときがわ

改正案		現行		
62	う。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為 <u>(電子申請等に係るものを除く。)</u>	町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町	う。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものに係る書類の受理、送付その他の行為	町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
	1～3 (略)		1～3 (略)	
	九 法に基づく事務のうち、法第五十三条第一項の規定による許可に係る書類の受理、送付その他の行為 <u>(電子申請等に係るものを除く。)</u>	伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町	九 法に基づく事務のうち、法第五十三条第一項の規定による許可に係る書類の受理、送付その他の行為	伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町
十 法に基づく事務のうち、法第六十五条第一項の規定による許可に係る書類の受理、送付その他の行為 <u>(電子申請等に係るものを除く。)</u>	伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿	十 法に基づく事務のうち、法第六十五条第一項の規定による許可に係る書類の受理、送付その他の行為	伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿	

改正案			現行		
		野町、美里町、上里町、寄居町			野町、美里町、上里町、寄居町
63 ～ 93	(略)	(略)	63 ～ 93	(略)	(略)
94	<p>特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下この項において「法」という。） 、特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和六年埼玉県条例第五十五号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為に係る面積が一ヘクタール未満であるものに限る、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第三条の許可に係るものを除く。）</p> <p>1～17 (略)</p>	<p>熊谷市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、<u>幸手市</u>、<u>吉川市</u>、<u>伊奈町</u>、<u>宮代町</u>、<u>松伏町</u></p>	94	<p>特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下この項において「法」という。） 、特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和六年埼玉県条例第五十五号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為に係る面積が一ヘクタール未満であるものに限る、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第三条の許可に係るものを除く。）</p> <p>1～17 (略)</p>	<p>熊谷市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、<u>吉川市</u>、<u>宮代町</u>、<u>松伏町</u></p>
95 ～ 106	(略)	(略)	95 ～ 106	(略)	(略)
107	<p>一～四 (略)</p> <p>五 条例及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 条例第五十六条の三第一項第五号の規定による指定、条例第五十六条の五第一項第</p>	(略)	107	<p>一～四 (略)</p> <p>五 条例及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 条例第五十六条の三第一項第五号の規定による指定、条例第五十六条の五第一項第</p>	(略)

改正案			現 行		
	<p>三号、第五十六条の七第六項及び第五十六条の八第四項の規定による許可並びに条例第三十四条ただし書、第五十六条、第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、第五十六条の七第四項第三号、第五十六条の八第五項第二号及び第五十六条の十二の規定による認定に係る書類の受理、送付その他の行為（<u>電子申請等に係るものを除く。</u>）</p> <p>2 1に掲げるもののほか法の施行に係る規則の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるものに係る書類の受理、送付その他の行為（<u>電子申請等に係るものを除く。</u>）</p>	<p>げる事務に係る書類に係るものについては、同欄に対応する市町村の欄に掲げる市町村を除く。）</p>		<p>三号、第五十六条の七第六項及び第五十六条の八第四項の規定による許可並びに条例第三十四条ただし書、第五十六条、第五十六条の四ただし書、第五十六条の五第一項第二号、第五十六条の七第四項第三号、第五十六条の八第五項第二号及び第五十六条の十二の規定による認定に係る書類の受理、送付その他の行為</p> <p>2 1に掲げるもののほか法の施行に係る規則の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるものに係る書類の受理、送付その他の行為</p>	<p>げる事務に係る書類に係るものについては、同欄に対応する市町村の欄に掲げる市町村を除く。）</p>
108 ↳ 111	(略)	(略)	108 ↳ 111	(略)	(略)
112	一 (略)	(略)	112	一 (略)	(略)
	二 条例に基づく事務のうち、条例第十六条の規定による届出に係る書類の受理、送付その他の行為（ <u>電子申請等に係るものを除く。</u> ）	各市町村（上欄に掲げる事務で前号の事務の欄に掲げる事務に係る書類に係るものについては、同欄に対応す		二 条例に基づく事務のうち、条例第十六条の規定による届出に係る書類の受理、送付その他の行為	各市町村（上欄に掲げる事務で前号の事務の欄に掲げる事務に係る書類に係るものについては、同欄に対応す

改正案			現 行		
		る市町村の欄に掲げる市町村及びさいたま市を除く。)			る市町村の欄に掲げる市町村及びさいたま市を除く。)
113	(略)	(略)	113	(略)	(略)
114	一 (略)	(略)	114	一 (略)	(略)
	二 条例に基づく事務のうち、条例第八条第一項の規定による申請、条例第八条第二項の規定による免許証の再交付並びに条例第八条第三項、第九条及び第十条第三項の規定による免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為（電子申請等に係るものを除く。）	さいたま市、川越市、川口市、越谷市		二 条例に基づく事務のうち、条例第八条第一項の規定による申請、条例第八条第二項の規定による免許証の再交付並びに条例第八条第三項、第九条及び第十条第三項の規定による免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為（電子申請等（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u> 第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号） <u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。</u> ）に係るものを除く。）	さいたま市、川越市、川口市、越谷市
	一 (略)	(略)		一 (略)	(略)
	二 条例に基づく事務のうち、条例第十条の規定による認定に係る書類の受理、送付その他の行為（電子申請等に係るものを除	各市町村（上欄に掲げる事務で		二 条例に基づく事務のうち、条例第十条の規定による認定に係る書類の受理、送付その他の行為	各市町村（上欄に掲げる事務で

改正案			現 行		
115	<u>く。)</u>	前号の事務 の欄に掲げ る事務に係 る書類に係 るものにつ いては、同 欄に対応す る市町村の 欄に掲げる 市町村を除 く。)	115		前号の事務 の欄に掲げ る事務に係 る書類に係 るものにつ いては、同 欄に対応す る市町村の 欄に掲げる 市町村を除 く。)
116 ・ 117	(略)	(略)	116 ・ 117	(略)	(略)